

平成 25 年度 第 2 回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日時 平成 26 年 2 月 26 日（水）19：00～

場所 帯広市役所 10 階 第 6 会議室

(社会課長)

本日は、お忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは審議会開催にあたりまして、中島保健福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

(保健福祉部長)

皆さんお晩でございます。本日は、お忙しいところ、また夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、米沢則寿帯広市長が参りまして、皆様方に感謝の気持ちを込めて、ご挨拶を申しあげべきところですが、他の用務で、どうしても出席できませんことから、私から代わりまして、ご挨拶申し上げます。

改めまして皆様には、日頃より帯広市政に対しまして、多大なるご協力と、ご助言を賜りまして、この場をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

また、健康生活支援審議会委員の皆様方には、保健・医療・福祉、そして子育て支援などに関する総合的な調査審議や、保健福祉関係の各種計画の評価点検など、重責を担っていただいておりますことにも、改めまして感謝申し上げます。

このほど編成作業が終了しました平成 26 年度の帯広市当初予算案の中では、市長選挙の年ということもありまして、骨格予算ではありますが、一般会計が昨年度対比で 1.3% 増となりましたが、民生費のうち保健福祉部及びこども未来部に係る分においては、昨年対比 3.6% の増となっているものです。

また、衛生費につきましては、平成 25 年度予算で夜間急病センターの施設整備・改築費を計上したことから、これらが減少となり 19.3% の減となっております。

本日の審議会におきましては、こうした平成 26 年度の予算の内容をはじめ、各分野別計画に関することなどを議題とする予定です。

平成 26 年度は介護保険、高齢者福祉、障害福祉、子育て支援などの各分野にわたる次期計画策定の年となっておりますことから、審議会及び関係部会の開催も例年より多く見込んでおります。

審議会委員、部会委員の皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、ご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本審議会は、市民生活を支える上で、大変重要な役割をもっておりますことから多くのご提言、ご意見を頂戴いたしますよう、特段のお力添えをお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

1 開会

審議会委員 23 名中 21 名出席

配布資料一覧

- 資料 1 平成 25 年度 第 1 回帯広市健康生活支援審議会議事録
- 資料 2 帯広市地域福祉計画 平成 24 年度進捗状況報告書
- 資料 3 第二期アイヌ施策推進計画 平成 24 年度事業実施状況
- 資料 4 各個別計画点検評価調書（保健福祉部分）
- 資料 5 おびひろこども未来プラン 平成 24 年度進捗状況報告書
- 資料 6 平成 26 年度予算案総括表・主要事業
- 資料 7 新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
- 資料 8 各種分野別計画（福祉分野）策定スケジュール（案）

（社会課長）

それでは会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては堀会長よろしくお願いたします。

2 会議

（1）平成 25 年度第 1 回帯広市健康生活支援審議会議事録の確認

（会長）

はじめに、議題の（1）議事録の確認であります。

前回の審議会の議事録の確認をいただきたいと思います。この議事録は、この場でご確認いただいたあと、配布資料と合わせまして、公開される予定となっております。

議事録につきましては、事前にお送りしております。

これにつきまして、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答 特になし】

（会長）

では、よろしいでしょうか。

それでは、ご承認いただいたということで公開させていただきます。

（2）個別計画の点検評価について

(会長)

次に、議題の「(2)個別計画の点検評価について」をお願いいたします。

本日は「帯広市地域福祉計画」「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」の評価報告がございませう。それでは事務局、説明をお願いいたします。

(社会課長)

帯広市地域福祉計画の概要について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。この計画につきましては、平成21年度から本審議会において審議をされ、翌平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として開始されたものです。

1枚目を捲っていただきまして、帯広市地域福祉計画についてです。

「2.計画の位置づけ」ですが、この計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、帯広市の「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。

次に「4.基本理念」ですが、太い字で書いてあります「市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援」、これを基本理念にしております。

次のページに移りまして、施策体系図です。この頁は基本理念を踏まえ、基本の目標となる4つの基本的視点、それと10の施策の基本方向、評価対象となる28の主な施策を体系図として表したものです。

次ページの評価についてですが、評価の方法等、評価の総合化を載せております。本計画は施策の基本方向を示したもので、成果指標と数値目標を持ちあわせておりませんが、評価方法としまして、主な施策毎に、関連する事務事業を所管する担当課が取り組み状況を踏まえまして、第六期総合計画における事業の評価も勘案し、A、B、C、Dの4段階で評価をいたしました。その各課の評価を総合化して、その施策の評価といたしました。総合化にあたりましては、A、B、C、Dをそれぞれ上から、3点、2点、1点、0点というふうに点数化をしまして、それぞれ該当する評価数を乗じて合算した点数が、最高点に占める割合の4段階、A、B、C、Dで判定をしたところですが、また段階の割合は表等のとおりです。

次のページをご覧ください。平成24年度の進捗状況総括表を載せております。各施策ごとの評価を右端に載せています。例えば一番上の心のバリアフリーの促進ですと、B評価ということですが、総合化してしまして、ここには載せておりませんが、心のバリアフリーの各評価というのは、2つの項目がありまして、2つともBという評価を受け、前ページの計算をして①の項目、バリアフリーの促進はB評価というようになっています。一番下の評価の項目数の欄ですが、A順調に進んでいるが12項目、42.9%。Bある程度進んでいるが16項目、57.1%という結果です。CとDの項目はありませんでした。

以上が地域福祉計画の平成24年度の進捗状況及び評価です。概略を説明させていただきましたが、今年度の実施状況も踏まえまして、今後の事業実施に活かしていきたいと考えております。

次に資料3「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」につきまして説明させていただきます。

きます。この計画は、「アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現」、これを目標としまして、4つの基本方向と12の主な施策を1つの体系として、平成22年度から平成31年度までの10年間に各事業の実施を進めています。計画の性質上、具体的な指標や数値目標は設定しておりません。

資料3には、平成24年度における各課の事業の実施状況の詳細について記載しております。主なものをご説明させていただきますが、1ページ目の(1)啓発活動の推進では、①歴史文化伝統の市民啓発ということで、資料には書いていませんが、昨年は生活館において「アイヌ生活文化展」を開催して啓発を図っております。年々盛況になり、昨年は160名の方の参加をいただいております。

2ページ目ですが、文化の振興の(1)知識の普及と啓発のなかの、②アイヌ民族の歴史や文化の情報提供や啓発活動では、百年記念館のアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の機能充実などを行っております。

(2)文化の保存と伝承では、帯広市指定文化財であります「帯広カムイトウウポポ保存会」の活動を支援するほか、アイヌ語や刺繍、食文化の周知にも取り組んでおります。その他、教育相談員や生活相談員を配置し、アイヌの方々の生活の安定と、生活環境の充実などに取り組んでいるところです。説明は以上です。

(会長)

ただいまの「帯広市地域福祉計画」「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」の点検評価報告について、ご意見ございますか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

ないようですので、点検評価報告について終わります。

次に、資料4・5にある5本の計画につきましては、健康生活支援審議会運営要領第3条第1号により、専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとされております。

資料5の「帯広こども未来プラン」の評価については、専門部会にて議決をいただいております。

資料4の「けんこう帯広21」、「第五期高齢者保健福祉計画」、「第五期介護保険事業計画」、「第二期帯広市障害者計画」については、本会議終了後、各部会にて議論されることとなっております。

これら各個別計画につきまして、ご意見がございましたらお受けいたします。

(委員)

平成26年度の厚生労働省の事業になりますが、75歳以上の後期高齢者に対して、歯科検診を行うと決まっていたようですが、助成先が後期高齢者の広域連合、その後の委託として市町村、もしくは地域歯科医師会という話を聞いているのですが、そのあたりの具体的な話を教えていただきたいです。

(保健福祉部企画調整監)

大変申し訳ありません。いま手元に詳しい情報がなく、担当窓口が国保課になることも考えられまして、確認してから後日報告させていただきます。

(会長)

これはすぐに確認させてもらいます。

それでは他に意見はございませんか。では意見がなければ、これで個別計画の点検評価を終了いたします。

(3) 平成 26 年度保健福祉部・こども未来部予算(案)について

(会長)

「(3) 平成 26 年度保健福祉部・こども未来部予算(案)について」を議題といたします。
この予算案は 3 月 3 日からの市議会で審議が始まります。
それでは、事務局、説明願います。

(保健福祉部企画調整監)

平成 26 年度、予算概要についてご説明いたします。

お手元の資料 6 をご覧下さい。1 ページ目が平成 26 年度予算案総括表です。保健福祉部とこども未来部に係ります一般会計と特別会計を記載しております。

続きまして、2 ページ目からはそれぞれの主要事業の資料になっております。

それでは、1 ページ目に戻りまして、はじめに、保健福祉部に係ります予算案についてご説明させていただきます。

保健福祉部 6 課の一般会計、平成 26 年度当初予算案総額は、表の下段の網掛け部分になりまして、保健福祉部総額(民生費+衛生費)と記入されている欄ですが、民生費と衛生費を合わせまして 177 億 567 万円で、平成 25 年度当初予算と比較いたしますと、5 億 7,821 万 4 千円の増、率にしまして 3.4% の増となっております。こちらは、資料の欄外に記載しておりますように、平成 26 年度に臨時に実施されます臨時福祉給付金を含んだ数字となっております。この臨時福祉給付金を除きますと、171 億 7,756 万 6 千円となり、平成 25 年度当初予算と比較いたしますと、5,011 万円の増となっております。率にしまして、0.3% の増です。

また、帯広市全体の一般会計に占める保健福祉部の予算の割合ですが、平成 25 年度が 22.0% であったのに対して、平成 26 年度は 22.4% と 0.4% 程増加しております。その主な増加理由であります。臨時福祉給付金及び障害福祉サービスの利用者数の増などがあげられます。

次に特別会計です。この表の 1 番下になります、介護保険会計です。

平成 26 年度当初予算が 121 億 7,462 万円、平成 25 年度と比較しまして、7 億 4,064 万 3 千円。率にしますと 6.5% の増となっております。この主な増加の原因ですが、65 歳以上の要介護認定者の増加に伴う介護サービス給付の増額によるものです。

続きまして、2 ページ目の主要事業に係わる資料をご覧ください。

保健福祉部関係主要事業のうち、民生費についてですが、「低所得者、子育て世帯等への臨時給付措置」のうち、臨時福祉給付金 5 億 3,080 万 6 千円につきましては、4 月から消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴います、低所得者への影響を考慮し、対象者 1 人につき 1 万円を支給するものです。このうち老齢基礎年金受給者等については、1 人につき 5 千円が加算されるものです。

次に「障害者福祉サービス提供事業」につきましては、事業費が 520 万円となっております。この事業内容は、障害者の社会参加促進のため、障害者団体等が利用するリフト付き福祉バス「こまどり号」を老朽化のため廃止しまして、民間バス会社への一括委託方式へ移行するものです。

次に「障害者相談支援事業」につきましては、事業費が 100 万円となっております。事業内容については、サービス等利用計画の策定にあたり、対象者の家族に対する相談支援など、業務の増加に対応するため、相談支援事業を委託する事業所を現在 1 ヶ所から 5 ヶ所に増やし、相談支援体制の拡充を図るものです。

次に 3 ページ目をご覧ください。「障害者社会参加促進事業」です。拡充としての事業費が 4 万円となっています。事業内容は、障害者の多様な就労機会の提供を図るとともに、一般企業等へ障害者雇用への理解と関心を高めるものです。

次に 6 ページ目をご覧ください。介護保険会計における主要事業として、「地域包括支援センター運営業務（拡充）」についてです。事業費が 114 万円となっております。事業内容については、地域包括支援センター愛仁園にサテライトを開設し、住民等の利便性を考慮しまして、窓口機能の強化を図るものであります。サテライトの設置数は、平成 25 年度に開設した地域包括支援センター至心寮と合わせ、2 ヶ所となっております。

また「成年後見制度利用支援事業」につきましては、事業費が 1,392 万 8 千円となっております。事業内容としましては、4 月に帯広市成年後見支援センターを開設し、後見などに係る相談・支援業務体制の整備、市民後見人の継続的な養成を行うものです。私の方からの説明は以上です。

(保健福祉センター副館長)

引き続き、保健福祉センターの関係の予算についてご説明させていただきます。

資料の 5 ページをお開き下さい。はじめに「休日夜間急病センター管理運営費」につきましては、事業費が 2 億 1,557 万 3 千円となっております。

これにつきましては、休日及び夜間診療業務や施設の管理運営に係る委託料です。

2 つ目ですが「子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン事業」です。これにつきましては、事業費が 1,793 万 8 千円となっております。無料クーポン事業につきましては、子宮頸がん検診は 20 歳から 5 歳刻みで 40 歳まで、また、乳がん検診につきましては、40 歳から 5 歳刻みで 60 歳となっておりましたが、国の制度改正に伴いま

して、子宮頸がん検診は 20 歳、乳がん検診は 40 歳が無料クーポンの対象年齢となります。また、平成 24 年度まで 4 年間続きましたクーポン事業の未受診者に対して勧奨などを行うということで、更にクーポンの発行や電話勧奨などを行うものです。

それから 3 つ目、一番下になります。新規事業といたしまして、「全国健康都市めぐりの開催」です。事業費につきましては 200 万円となっております。事業内容につきましては、健康都市連合に加盟している全国の 30 都市と共に、一堂に会しまして、市民や企業、それから道内他都市、管内町村にも広くお声がけをするなかで、健康に係るテーマの基調講演や、他市との健康づくりについてのディスカッションなどを行うものです。

保健福祉部に係ります説明は以上です。

(こども未来部企画調整監)

こども未来部に関わります平成 26 年度予算(案)概要についてご説明いたします。

こども未来部に属します 4 課の予算ですが、平成 26 年度予算案総額は、下段の網掛け部分にありますように、民生費と衛生費を合わせまして 86 億 1,735 万円で、前年と比較しまして、5,062 万 1 千円の増、率にしまして 0.6% の増となっています。こちらは、欄外にあります子育て世帯臨時特例給付金という、臨時的に、先ほどご説明がありました臨時福祉給付金と一緒に実施されるものがあります。これを除きますと 84 億 561 万 6 千円となり、前年と比較しますと 1 億 6,111 万 3 千円の減、率にしますと 1.9% の減となっています。

この給付金を含めた一般会計に占めますこども未来部の予算の割合は、平成 26 年度が 10.9%、平成 25 年度は 11.0% と、ほぼ同じような割合となっております。

増額の主な要因ですが、児童会館の耐震補強改修工事が終了したものの、児童保育センターの耐震化に伴います事業費の増、それから子育て世帯臨時特例給付金が増額の主な要因となっています。

続きまして 2 ページ目です。こども未来部関係の民生費ですが、1 ページ目の「低所得者、子育て世帯等への臨時給付措置」のうち子育て世帯臨時特例給付金 2 億 1,385 万円につきましては、同じように消費税引き上げに伴います、子育て世帯への影響を考慮して、対象児童 1 人につき 1 万円を支給するものです。

続きまして 3 ページ目です。「子ども・子育て支援事業計画策定」158 万 1 千円につきましては、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、事業計画の策定が義務付けられておりますことから、これに関わります所要の経費を計上いたしました。

それから、その下の「児童保育センター耐震化事業」につきましては、耐震診断の結果、耐震性を有していない青葉児童保育センターの改築費、大空児童保育センターの移転経費、清川児童保育センターの移転改築経費をそれぞれ、計上させていただきます。

最後に 4 ページです。児童会館ですが、平成 26 年度に 50 周年を迎えますことから、更新いたします科学展示室展示品のリース費用として、初年度 5 ヶ月分 528 万

2千円、それと記念事業に係る経費70万2千円を計上させていただきました。

以上がこども未来部に関わります予算(案)の概要です。

(会長)

3つに分けての説明がありましたが、ただいまの説明に、ご質問やご意見などはございますか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

ご意見がなければ、平成26年度保健福祉部・こども未来部予算(案)を終了します。

(4) 新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について

(会長)

次に、「新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について」を議題といたします。それでは事務局、説明をお願いします。

(保健福祉センター副館長)

新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について、ご報告させていただきます。

資料7になります。本計画の策定にあたりましては、昨年11月の部会におきまして、計画の見直しの考え方、それから今後のスケジュール等について、ご報告させていただいたところです。資料7の概要版でご説明させていただきます。

1ページ目は本計画の総論的な部分を示しております。

「Ⅰ.はじめに」では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定の背景、計画策定の目的などを記載しています。

次に「Ⅱ.基本の方針」です。これにつきましては、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにすることが目的及び基本的な戦略となります。感染拡大防止の基本的な考え方といたしましては、発生段階に応じた対応を図るとともに、社会全体で取り組む防止策と、市民一人ひとりによる防止策を記載しております。

また、実施上の留意点につきましては、基本的人権を尊重のほか、危機管理としての特別措置法の性格、関係機関相互の連携協力の確保、記録の作成、保存など4点について示しています。

なお本市の被害想定ですが、政府行動計画の流行規模に準じ、推計したところ、感染者が人口の25%に相当します。4万2,000人、死亡者が中度・重度を合わせまして、1,060人を想定しております。

行動計画の主要項目は(1)から(7)まで、それぞれの分野ごとに対応内容を示して

います。市町村の役割の主な点についてご説明させていただきます。

(1) 実施体制につきましては、緊急事態宣言時の本部の設置を記載しています。

(4) 予防まん延防止につきましては、個人による手洗い、うがい、咳エチケットなどによります感染拡大防止対策の周知徹底のほか、とから帯広空港にて帰国者の健康観察への協力となっております。

(5) 予防接種については、特定接種と住民接種があります。

特定接種とは、住民接種に先行して行われ、主に医療提供者、厚生労働大臣の登録を受け、国民生活や経済の安定に寄与する業務を行う事業者となっております。さらには、新型インフルエンザ対策の実施に係る公務員が該当しています。帯広市で実施するものでは、主に市職員に対する特定接種になります。

次に住民接種につきましては、対象者を4つの群に分けています。医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者。この4つの群に分けて、状況に応じ国が予防接種の優先順位を決定することとなっております。

(7) 市民生活・市民経済の安定確保におきましては、高齢者世帯など孤立し生活に支障をきたす世帯への支援の準備を進めることとなっております。

続いて右側、上段には、それぞれ国以下の、立場ごとの対策推進のための役割分担を記載しております。

「Ⅲ.対策」につきましては、各発生段階におけます状態を表記しております。6つの発生段階に応じて、道の行動計画に準じまして想定しています。また、国より緊急事態宣言が出されますと、帯広市は市長を本部長とする対策本部を設置することになります。

次に、2ページから3ページになります。これにつきましては、各発生段階における対策の各論です。主だった部分のみ説明をさせていただきます。

まず、上から2つめの実施体制におきましては、道内未発生期から道内感染期におきまして、緊急事態宣言がない場合については、庁内連絡会議においての情報の集約、共有、分析をおこないます。また、緊急事態宣言に備えた準備を進めるものです。なお、国が緊急事態宣言を行った場合につきましては、国の基本的対処方針を踏まえまして、市の行動計画に基づいた対応を取ることになります。

一番下の、予防まん延防止対策ですが、住民への手洗い、うがい、咳エチケットなど、基本的感染予防の知識を普及いたします。また、とから帯広空港におきまして、入国者などに対し、検疫所や道と連携し、検疫体制の強化をしてまいります。

次に、3ページの予防接種ですが、特定接種につきましては国からの情報収集をしつつ、海外発生期から新型インフルエンザ等対策を行う市職員を対象として、特定接種を実施いたします。また住民接種につきましては、緊急事態宣言がない場合、予防接種法による任意の予防接種を、国が示す接種順位により、ワクチン供給が可能になりしだい開始いたします。なお、緊急事態宣言が行われた場合につきましては、特別措置法に基づきまして、臨時の予防接種を実施することとなります。

最後に、市民生活・市民経済の安定の確保ですが、国が緊急事態宣言を行った場合、水の安定供給のための必要な措置をはじめ、事業者のサービス低下を許容するよう住民へ呼びかけるとともに、北海道と連携しまして、生活物資の価格高騰と、

買占め売惜しみが生じないように調査・監視し、供給の確保や便乗値上げ防止の要請を行います。また、市民への相談窓口や情報収集窓口を設置することになります。しかしながら、道内感染期におきましては、多くの市民が死亡することが想定されますことから、遺体安置所の確保や、火葬・埋葬の手続きなども想定されています。

今後の進め方ですが、2月19日に市の厚生委員会には、報告を済ませておりません。現在、広く市民意見を求めるパブリックコメントを実施しておりまして、終了後、新年度になります。平成26年5月の段階で成案としていきたいと思っております。

報告は以上になります。

(会長)

ただいまの新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

これは2009年に新型インフルエンザが世界中にまん延したときに、いろいろと指揮系統ですとか、ワクチンのことですとか、すんなりと行かないところがあったものですから、それを想定して考えているということ、今起きているインフルエンザとは関係のないことなのですが、大きなことが起きそうになったときのための行動計画なので。

なにかございませんか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

ないようですので、「新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について」を終了します。

(5) 分野別計画の策定について

(会長)

(5) 「分野別計画の策定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(保健福祉部企画調整監)

それでは分野計画の策定につきまして、ご説明させていただきます。

資料8をご覧ください。A3の資料です。

平成26年度にご審議いただき、平成27年度から開始される保健福祉部関連の分野計画が、資料8の表のとおり3本ございます。

まず1本目が、第二期帯広市地域福祉計画。計画期間が平成27年から31年を予定しております。

2 本目が、第四期帯広市障害福祉計画。計画期間が平成 27 年から 29 年の 3 年間になっています。

3 本目、第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。こちらの計画期間も平成 27 年から 29 年の 3 年間となっています。

これらの計画策定につきましては、表に記載のとおり、ニーズ調査やアンケート調査をはじめまして、市民や関係団体との意見交換のほか、この健康生活支援審議会での審議を経て、策定していく予定です。

表左の欄、第二期帯広市地域福祉計画は、来年度開催予定の本審議会において、中間報告・計画原案の提案などをおこない、さらにご審議いただきながら策定していきたいと考えています。

また、第四期帯広市障害福祉計画、及び第六期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、それぞれの各専門部会または合同部会において、審議いただきながら策定していきたいと考えております。

今後、委員の皆様と意見交換を行いながら、策定を進めてまいりますので、ご協力お願い申し上げます。よろしくお願いたします。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

なければ、「分野別計画の策定について」を終了します。

(6) その他

(会長)

それでは議題の(6)その他についてですが、今日のこれまでの議題も含め、何かご意見、ご質問などございますか。

(介護保険課長)

さきほどの委員からのご質問のなかで、後期高齢者の広域連合の方の平成 26 年度予算の、歯科検診の関係のお話がありましたが、今回提示している予算の説明では保健福祉部、こども未来部の部分ということで、後期高齢者広域連合に関しましては、市民環境部国保課が担当となっております。今回の会議の議案のなかに資料は入っていません。

国保課のほうに確認しましたところ、後期高齢者医療会計については、帯広市国保課が窓口になっていますが、歯科ドックの予算を持っております。こちらにつき

ましては、26年度も330人分ということで、後期高齢者歯科ドック委託料として、予算を計上しております。この数値に関しましては、平成25年度と同じ人数で予算を持っている。ただし、消費税分がアップしておりますので、その分については上乗せして計上しているという情報があります。以上です。

(委員)

歯科ドックについては前からおこなっている事業ですが、後期高齢者に関しては新規事業になるんですね。26年度が初めての事業になるんですか。

(介護保険課長)

新たに歯科検診というメニューができるか、ということですか。

(委員)

そうです。

(介護保険課長)

その部分に関しては、国保の給付担当者に確認したのですが、情報を持っていないということで、こちらに情報を貰えたのがドックの委託料の部分だけということです。

(委員)

委託料は、わかっているんですね。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

(委員)

戻ってしまうのですが、確認したいことがあります。

専門部会で話をされるということで、資料5のところで教えてください。

12ページの、成果指標の実績値に対する考え方の4行目の文章です。

「乳児家庭の訪問率は」の文章の最後、「前年に比べて1.2ポイント減少したものの、目標値は達成されています」という文章ですが、何度見てもこの上の数値が1.2ポイント減少は、どことどこを比べたら1.2ポイント減少しているのかが解らないのと、ここでいう目標値というのは、平成24年度の目標値が達成されていると読めばいいのか、何回見ても解らないので、伺えればと思います。

(子育て支援課長)

ここの数字だけでは、ハッキリ解らないと思いますが、前年23年度と24年度を対比した数字としまして、乳幼児家庭の訪問戸数をパーセントにしたものが、1.2ポイント減少しているということです。ただ、目標値につきましては、24年度の目

標値となっておりますパーセントを超えているということです。

(委員)

上の表が比較になるのかと思います、「1 目標値による判定」の数値を見る限りでは、乳児家庭への訪問率は、平成23年度83.9%で、24年度が80.5%という数値なので、表の数字が間違っているのか、下の文章の数値が間違っているのか、なにか別の数字があるのか、わからないのです。

(子育て支援課長)

資料を持ち合わせていないので、後ほど説明させていただきます。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは他にご質問はございませんでしょうか。

【質疑応答 特になし】

(会長)

なければ、これで議題を終わります。

3 閉会

(会長)

次に専門部会が控えておりますので、本日の審議会は、これで終了といたします。
なお、事務局より連絡事項お願いいたします。

(社会課長)

それでは、ご連絡をいたします。

この後、8時を目途に各専門部会を開催いたします。

地域医療推進部会は、第2会議室。

健康づくり支援部会は、第4会議室。

児童育成部会は、第5会議室A。

障害者支援部会は、第6会議室。

高齢者支援部会は、第5会議室Bで行いますので、お願いいたします。

連絡事項は以上です。

(会長)

それでは、出席なさる方は各会議室のほうにお移りください。

本日は、これで閉会いたします。どうもご苦労様でした。

※委員から質問があった事項のうち、説明を一部保留したものについては、事務連絡文書にて後日補足説明（次ページ別紙のとおり）

別紙

① 健康診査に要する経費（拡充）

後期高齢者医療の被保険者に関する歯科検診について

[概要]

- 口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげるため、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする歯科検診を実施することとし、後期高齢者医療広域連合に対して補助する。
- 健康増進法による健康診査実施要領に規定される歯周疾患検診を参考としつつ、高齢者の特性を踏まえた検査内容を各後期高齢者広域連合で設定
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施

※ 担当は市民環境部国保課となるが、北海道後期高齢者医療広域連合からは、現時点で、国より詳しい情報は示されていないとの回答です。

[参考]

平成 26 年度国予算案額	
健康診査に要する経費	約 30.0 億円
うち、歯科検診分	約 4.9 億円
(補助先：後期高齢者医療広域連合)	

(保健福祉部健康推進課)

② 「資料 5 おびひろこども未来プラン平成 24 年度進捗状況報告書」について

おびひろこども未来プラン平成 24 年度進捗状況報告書（資料 5）のうち、「乳児家庭への訪問率」(12P)につきまして、平成 23 年度の実績値が「83.9 (%)」とあるのは、「81.7 (%)」の誤りでしたので、訂正してお詫びを申し上げます。

(こども未来部こども課)